

平成24年8月30日

各位

フォレックス・ドットコムジャパン株式会社  
代表取締役 シェーン・ブランシタイン  
関東財務局(金商)第291号

## 当社に対する金融先物取引業協会の処分について

当社は、平成24年8月30日付けで、金融商品取引法第38条に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第27号及び28号並びに、金融先物取引業務取扱規則第3条及び金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則第3条に違反するとして、金融先物取引業協会より下記の通り同協会定款第19条第1項第3号に基づく処分の通知を受領いたしました。

当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、今後このようなことのなきよう、指摘事項について早急に是正及び対応策を講じると共に、再発防止及び持続可能性を確実にするための内部管理体制の強化及び再構築に努める所存でございます。

平素より当社を通じて外国為替証拠金取引をご利用頂いておりますお客様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、役職員一同、心より深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 事実関係

当社は、個人顧客との店頭FX取引と店頭商品デリバティブ取引に関し、証拠金規制導入以降においても同一口座にて取引可能な設定としていたため、店頭商品デリバティブ取引の含み益を店頭FX取引に係る証拠金の額に加えるという運用を行っておりました。その結果、平成22年8月1日から同23年11月30日までの期間に、当該含み益を実預託額から除外した場合、実預託額が必要証拠金に不足しているにもかかわらず、店頭FX取引の新規建て取引を許容し、さらに営業日ごとの一定時刻に同様な状況にあるにもかかわらず、不足額を預託させることなくその店頭FX取引を継続させていたものです。

#### 2. 処分の内容

過怠金200万円

#### 3. その他

処分と併せて、同日付で、当社は金融先物取引業協会より、同協会定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を受けました。

以上

本件のお問い合わせ先：フリーダイヤル 0120-288-168(平日9:00-23:00)